

重要事項説明書

(老人保健施設サンバレーかかみ野 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

1. 施設の概要

施設名	特定医療法人フェニックス 老人保健施設サンバレーかかみ野
開設年月日	平成6年5月12日
所在地	岐阜県各務原市須衛町3丁目136番地
連絡先	058-370-7777
管理者	施設長 兼城 賢明
指定番号	2150580013号

2. 目的と運営方針

目的	計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（要支援状態）にある者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行う。
運営方針	『Yes, we can! 何でも言ってください。私たちも一緒にがんばります。』を合言葉にご利用者のお力になれるよう心がける

3. 従業者の職種および員数

管理者	1名	理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上	言語聴覚士	1名以上

4. 職員の勤務体制 <看護・介護職>

日勤	8:30 ~ 17:30
----	--------------

5. 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日・夏期(8/13~8/15)・年末年始(12/31~1/3)を除く)
営業時間	8:30~17:30 (サービス提供時間 9:00~16:00)
通常事業の実施地域	各務原市・関市

6. サービス内容 (利用料については別紙1参照)

(1) 提供するサービス内容について
①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
②交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。
(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為
指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. ご利用時において起きうる症状変化及び事故について

●当事業所では利用者が快適な生活を送れるよう、安全な環境作りを努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の如くの事故等が想像を越えておこりうる可能性がありますので、十分にご理解とご了解の上施設をご利用いただきますようお願い申し上げます。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当事業所医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

8. 事故発生時の対応

本人の全身状態が急に悪化した場合や、事故が発生した場合は速やかに管理者へ報告し、指示を仰ぎます。処置等が必要な時は応急処置を施したり適切な医療機関へ搬送します。ご家族へは随時連絡を入れさせていただきます。

9. 守秘義務および情報提供に関して

●事業者およびその職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が失効したのちも継続します。

但し、以下の事項についての情報提供については事業者が業務上必要と認めた場合は、情報の提供を行う場合があります。なお、この場合は利用者またはその身元引受人または署名代行人との契約書を取り交わす時の「同意書」をもって事前に同意を得たものとし、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業所、自治体（市町村）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 介護保険事務に係る保険事務委託、審査支払機関へレセプトの提出、支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑤ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ⑥ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス及び会議
- ⑦ 行政の開催する評議会、サービス担当者会議において必要とする場合
- ⑧ 外部監査機関への情報提供
- ⑨ 事故及び集団感染が発生した場合の県及び市区町村への連絡
- ⑩ 利用者の病状に急変があった場合等の医療機関への連絡及び情報提供等
- ⑪ 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等
- ⑫ 介護ソフトウェアに入力された個人データ等の情報システム事業者への管理委託

- ⑬ 介護保険サービスの質の向上等のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用いたします。
- ⑭ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

10. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 田中 直行
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 要望および苦情等の相談

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情などは担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

※苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

月～金曜日 9：00～17：00

担当者：田中 直行

電話：058-370-7777

- ・ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

岐阜県岐阜地域福祉事務所

電話：058-272-1930 FAX：058-278-3526

各務原市健康福祉部 高齢介護課 施設指導係

電話：058-383-2067 FAX：058-383-6365

関市 高齢福祉課

電話：0575-23-8993 FAX：0575-23-7748

岐阜県福祉サービス運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内）

電話：058-278-5136 FAX：058-278-5137

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話：058-275-9826 FAX：058-275-7635

『 利用料金について 』

施設名：老人保健施設サンバレーかかみ野

施行日：令和6年8月1日

サービス：訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(1) 保険給付の自己負担額

【介護予防訪問リハビリテーション費】

・基本サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容
20分あたり	298円	596円	894円	1週に6回が限度(退院・退所後3月以内は週12回まで可能)

【訪問リハビリテーション費】

・基本サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容
20分あたり	308円	616円	924円	1週に6回が限度(退院・退所後3月以内は週12回まで可能)

・加算項目	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	内容	
短期集中リハビリテーション 実施加算	200円/日	400円/日	600円/日	退院・退所日または要介護認定日から起算して3ヶ月以内	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240円/日	480円/日	720円/日	退院・退所日または要介護認定日から起算して3ヶ月以内	
リハビリテーション マネジメント加算	イ	180円/月	360円/月	540円/月	リハ会議の3月1回の開催及び作成したリハ計画についてリハスタッフが利用者 者に説明・同意と共に医師への報告を行った場合
	ロ	213円/月	426円/月	639円/月	(イ)の要件に加えて、情報を厚生労働省にデータ提出(LIFE)とフィードバック の活用による更なるPDCAサイクル推進
※事業所の医師が利用者・家族に説明し同意得た場合(イ)もしくは(ロ)に加えて 270円					
退院時共同指導加算	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、リハスタッフが 退院前カンファレンスに参加し、初回訪問リハを実施したとき	
移行支援加算	17円/日	34円/日	51円/日	利用者のデイサービス等への移行を支援した場合	

※上記の単価に地域別単位加算(各務原市:0.17)を乗じた金額を負担割合に応じて1割～3割ご負担いただきます。

◎保険給付外の自己負担額 ※消費税込

運営規程に定めた通常の事業の実施地域外におけるサービス提供につきましては、次の料金が加算されます。

区分(片道の距離)	交通費
3. 5km未満	660円
3. 5km以上4. 5km未満	770円
4. 5km以上5. 5km未満	880円
5. 5km以上6. 5km未満	990円
6. 5km以上7. 5km未満	1,100円

以下1km増すごとに110円を加算